

企画競争公告

令和 8 年 10 月 23 日

次のとおり、企画競争を実施します。

公立学校共済組合
理事長 丸山 洋司

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 特定保健指導業務委託
- (2) 仕 様 別途交付する仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
 - ①令和 9 年度、令和 10 年度及び令和 11 年度に実施する特定健康診査受診者のうち、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和 6 年度版】（令和 6 年 4 月厚生労働省健康・生活衛生局）」に示されているとおり階層化を行い、特定保健指導の対象となった者を対象者とする。
 - ②各年度の対象者について、当該特定健康診査実施年度の翌年度 8 月末日まで初回面接実施可能とする。
 - ③受託者は、②に定める期日までに特定保健指導の初回面接を行う対象者に限り、契約期間終了後においても、当該指導が終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）するまで引き続き実施するものとする。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 次の各号に該当しない者であること。
 - ① 保佐人の同意を得ていない被保佐人
 - ② 補助人の同意を得ていない被補助人
 - ③ 法定代理人の同意を得ていない未成年者
 - ④ 契約を締結する能力を有しない者
 - ⑤ 復権していない破産者
 - ⑥ 暴力団又はそれに準ずる者（反社会的勢力）
- (2) 公立学校共済組合（以下「当組合」という。）との過去 2 年間の契約において、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- ⑤ 上記①～④のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たって代理人等とした者
- (3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一競争参加資格の「役務の提供等」において A 又は B の等級に格付けされた者であること。
- (4) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC27001」の認証を有していること。
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (5) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、日本年金機構、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会職員共済組合、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会並びに日本私立学校振興・共済事業団から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ① 当組合の所属所である全国の公立学校等に出向き、対面型の初回面接を実施できる体制を有していること。
 - ② 過去 5 年間に、医療保険者が実施する特定保健指導業務を受託し、一の契約において、年間 2,000 人以上に対して特定保健指導の初回面接を実施した実績を有すること。
- (7) 本公募に参加を希望する者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (8) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者及び(7)の誓約書の提出が無い者が提出した企画提案書は、無効とする。

3 企画提案要領等の交付方法・問い合わせ先

(1) 交付方法

メール（電子ファイル）により交付する。希望する場合は以下へ電話で問い合わせること。

初回の照会において、メールアドレスを知らせるため、以後はメールで照会すること。

東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番 5

公立学校共済組合本部 保健厚生部福利課健康福利係

担当：水谷、齊藤、山下 連絡先：03-5259-0011（代表）

(2) 交付にあたって提示を要する資料

秘密保持誓約書（詳細は初回の照会において知らせる）

(3) 交付期間

令和 8 年 10 月 23 日（金）から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで

4 スケジュール等

(1) 質疑書の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 10 月 30 日（金）12 時まで

② 提出方法 所定様式を使用し、メール送信により行う。

(2) 質疑書に対する回答

① 回答日時 令和 8 年 11 月 5 日（木）17 時まで

② 回答方法 企画提案要領等の交付依頼を行った者のメールアドレスへ所定様式を用いてメール送信する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出期限 令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時まで（期限必着）

提出場所及び提出方法は、別途交付する企画提案要領のとおり

(4) 提案説明会（プレゼンテーション）

① 開催日時 令和 8 年 11 月 27 日（金）（詳細は提案者へ別途連絡する。）

② 開催場所 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番 5
公立学校共済組合本部事務所内会議室

(5) 選定結果の通知

令和 8 年 12 月 4 日（金）までに各企画競争参加者に通知する。※予定

5 その他

(1) 公募に使用する言語

日本語

(2) 契約保証金

免除

(3) 要求事項

本公募公告に参加を希望する者は、当組合が交付する企画提案要領等に基づいて、企画提案書を作成し、公告に定める提出期限内に提出しなければならない。

(4) 無効

本公告に示した公募公告に参加資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約事業者の決定方法

企画提案要領に定める限度額の範囲内において、当組合に提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査の結果、最も評価が高い者及び次順位者の計 2 者を契約予定事業者として決定（通知）し、提案内容に基づき詳細な仕様内容を協議する。その後、契約交渉を行い、随意契約を締結する。ただし、契約予定事業者との協議が不調となった場合、又は契約予定事業者が辞退その他の理由により契約締結に至らなかった場合は、さらに次順位者を契約予定事業者として協議を行うことがある。

(7) 詳細は企画提案要領等による。